

# 会報

2008.1

第78号



社団法人千葉県環境保全協議会

## 目 次

*年頭あいさつ	1
会長 神戸 利夫	
*年頭あいさつ	2
千葉県知事 堂本 晓子	
*隨 想	3
三井化学㈱市原工場 安全・環境部長 高木 彰信	
*リレー訪問	4
旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所千葉工場を訪ねて	
*行政法令動向	
・「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の 促進に関する条例」について	7
・「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出について	21
・「G 2 0 ちば 2 0 0 8」の概要について	24
*房総の歴史	28
・光クラブと山崎晃嗣	
*協議会活動について	33

表紙写真：八鶴湖の桜（東金市）



## 年頭あいさつ

会長 神戸 利夫

大日本インキ化学工業(株)千葉工場長

新年あけましておめでとうございます。

(社)千葉県環境保全協議会会員の皆様におかれましては、健康で清々しい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、会員各社の皆様のご協力、並びに 県・市ご当局の適切なご指導、ご支援をいただき、本協議会の事業活動を滞りなく円滑に遂行できました。心より厚く御礼申し上げます。

環境の世紀と言われます21世紀に入り早くも8年目、"子年"の2008年を迎えました。

"子年"は十二支の一番最初であり、その後の12年を占う重要な年と言われています。

地球環境保護、特に温暖化防止への関心が世界規模で急速に高まる中、京都議定書の約束期間がいよいよスタートする年でもあります。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は第四次報告で、温暖化は経済活動における温室効果ガス排出が原因とほぼ断定しました。更に、昨年末の国連気候変動枠組み条約第13回締約国会議 (COP13) では、各国の思惑が錯綜したものの、2013年以降の温暖化対策の枠組み交渉の進め方をまとめた「バリ・ロードマップ」に各国が合意、米国や中国など温室効果ガス大排出国を含めた「ポスト京都」の新たな枠組みづくりが始まりました。まさしく地球環境保全において、2008年は将来を占う極めて重要な年になると思われます。

千葉県におきましても、「千葉県地球温暖化防止計画（ちばCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>ダイエット計画）」を通じ、千葉県独自の活動を展開しており、その一環として7月の洞爺湖サミットに先だって3月にはG20が千葉県で開催されます。

一方、企業の事業活動を見ますと、原油価格は異常ともいえる高止まり状態にあり、ナフサをはじめとした原油派生原材料の価格高騰は止まる気配が見えません。更に、サブプライムローン問題に端を発した世界経済の停滞懸念 等々、極めて先行き不透明な環境が続いています。

以上の様な状況下、各企業ではCSR意識の高まりも相俟って、上述の温室効果ガス発生削減をはじめとした種々環境保全活動への取組み強化を図っています。更に、各企業での努力はもちろんのこと、個々人の日常生活での環境保全活動推進、行政の政策対応 等、行政・県民・民間団体・事業者 が一体となった継続的な取組みが強く望まれているところであります。

当協議会といいたしましても、これら諸課題の解決に向け 県、市ご当局との密接な連携により、事業活動を推進してゆく所存でございます。

本年の会員各社皆様の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、当協議会に対する一層のご支援、ご協力をお願いし、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 年頭あいさつ

千葉県知事 堂本 晓子

あけましておめでとうございます。

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には、さわやかな新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、今年は子年です。『漢書』によると「子」は「ふえる」の意味で、新しい生命が種子の中に萌し始める状態を表しているとされています。地球上には様々な動植物が生存し、それらが共存共栄していくことにより生態系が保たれています。このすばらしい地球の営みを次の世代につなげていかなければなりません。しかし、地球温暖化問題により地球上の生命が危機にさらされようとしています。温暖化の影響を抑えることは、私たち世代に懸かっているといえます。千葉県でも、全ての県民による地球温暖化防止に向けた実践はまったなしの状況です。

そこで本県では、「千葉県地球温暖化防止計画（ちばCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（こつこつ）ダイエット計画）」に基づき、県民・NPO・事業者・県・市町村などのすべての主体が、温暖化対策を積極的に推進することとしています。

温暖化の問題と切っても切り離せないのが、生物多様性の保全です。現在、策定中の「(仮称)生物多様性ちば県戦略」では、昨年11月に学識経験者で構成する「専門委員会」と、地域で活動されている団体等が参加する「県民会議」から、それぞれ県戦略への提言をいただいたところです。また、同時に県の環境施策のマスタープランである「環境基本計画」の改定作業を進めているところです。計画では、地球温暖化防止と生物多様性の保全を一体のものとして捉え、全ての施策に、環境や生物多様性の視点を取り入れていくことを基本としていきたいと考えています。

さらに、本年3月に開催される「G20グレンイーグルズ閣僚級対話」をひかえ、県民・企業・市町村などと連携・協働し、「地球温暖化と生物多様性」をテーマにしたフォーラム等が県内各地で開催されます。7月の北海道洞爺湖サミットに向け、千葉から世界に「地球温暖化防止と生物多様性の保全」を訴えていきたいと考えています。

県では、様々な環境問題に積極的に取組んでいる企業の皆様とともに、よりよい環境づくりに全力を挙げて取組んでまいる所存です。

結びに、社団法人千葉県環境保全協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のあいさつといたします。



## 雜 感

副会長代理 高木 彰信

三井化学(株)市原工場 安全・環境部長

私は05年4月から当社市原工場に赴任し、現在に至っている。

九州の大牟田工場（大牟田市）を皮切りに、大阪工場（高石市）、岩国大竹工場（岩国市、大竹市）そして市原工場（市原市）と4つの工場を渡り歩いてきたことになる。

また岩国大竹工場、市原工場は単身赴任で、単身生活も8年強となっており、大いに満喫（?）しているところである。

単身生活をしてみて最近思うことは、それぞれの地域に地域特有の良さがあり、一概に「あれはいい」「これは悪い」と言えないということである。

人はある場所に長くいると、そこしか見えなくなる（井の中の蛙大海を知らず）とよく言われているが、実感として感じるところである。

地域の良さと悪さ（少し変えた方が良いこと）はそこに住まないとわからず、いくら口で他所のことを説明しても聞く方は「ああそうか」程度の受け止め方である。実際にそこに行き、そこに住み初めてわかることなのだと思う。

一方同じように、勤務する工場を比較すると長年培ってきた伝統、地域性に基づく良さがあり、一概に良し悪しを言うことはできない。良さを残しながら、新たなことにもチャレンジ、取り入れていくことが大事だと思う。

また環境ということに目を向けると、地域によって法に基づく条例が若干異なる（協定等）ことも事実である。

今や地球温暖化に代表されるように地球規模での環境破壊を防止する取り組みが必要となっており、企業もこれを無視できない時代となってきた。環境問題は日本全体としてとらえる必要があり、一県一市だけの問題にとどまらないという認識を一人一人がもつべきだと思う。

いずれにしても子々孫々まで、自然環境を維持していくために何ができるかを企業も、一人一人の個人も考え、実行していくことが大切である。

## 第60回リレー訪問

# 旭化成ケミカルズ(株) 川崎製造所千葉工場を訪ねて

旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場 工場次長 坂本 正史氏  
環境安全課長 富田 英昭氏

聞き手 協議会事務局主査 松崎 容子  
(以下敬称略)



松崎

今回は京葉臨海中部地区の南、袖ヶ浦市にある旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場にお邪魔いたしました。

この地区は市原市寄りから北袖地区・中袖地区・南袖地区と分かれていますが、昭和40年代のはじめに北袖から埋立てが始められ、現在、石油精製、石油化学、電力を中心とした大規模工場が多く操業しています。

旭化成ケミカルズ(株)千葉工場は中袖地区の国道16号線寄りにあります。

実は、旭化成工業(株)建材製造所松戸工場(平成15年、工場移転のため退会)には以前(会報第50号)お邪魔したことがあるのですが、同じ名前でもまったく違う会社のようですね。

坂本

その時、お聞きになられたかも知れませんが、当社は、大正12年(1923)に日本窒素肥料(株)の延岡工場(宮崎県)でアンモニアの製造を開始したのが始まりです。

戦前は各種工業薬品・肥料・化成品等を製造し、戦後も更に積極的な

事業拡大を図り続け、平成15年(2003)には分社持株会社制のもと、石油化学製品、電子部品・材料、医薬・医療、住宅・建材などへ幅広く事業活動を展開するようになりました。

松崎

現在の主な会社を教えてください。

坂本

大きくは旭化成ケミカルズ、旭化成ホームズ、旭化成ファーマ、旭化成せんい、旭化成エレクトロニクス、旭化成建材です。6つの事業会社は自主自立経営を行い、お互いが切磋琢磨しております。

グループは、「科学と英知による絶えざる革新で、人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します。」と、共通の理念を掲げています。旭化成ケミカルズ(株)の経営理念は「化学で未来を創る」会社であること。ここでいう未来とは「環境と共生する社会」「健康で快適な生活」という意味です。



松崎 旭化成ケミカルズ㈱についてお話しいただけますか。

富田 ケミカル事業については、昭和32年

(1957)に川崎にてポリスチレン樹脂の製造から始まり、昭和49年(1974)には千葉工場においてもポリスチレン樹脂の製造を開始しています。その後千葉工場では、変性ポリフェニレンエーテル樹脂「ザイロン」、アクリル樹脂「デルペット」のプラントを稼動、平成2年(1990)には光ファイバー「ルミナス」の製造プラントの商業生産を開始、平成13年(2001)には研究開発センターも建設しています。

坂本 ご存知かも知れませんが、プラスチックはポリマー(高分子化合物)の集まりです。非常に多数の小さな分子、モノマー(单量体)が化学結合してできた化合物です。石油化学製品は原油からナフサ、ナフサからモノマーを造り、それを重合と言って更に熱や触媒によって分子の鎖の長いもの、ポリマーにするのです。その形はちょうど米粒のような形でペレットと言います。ここではそういうものを造っているのです。ですから、これを溶融して成型した多くの製品は目にしているはずなのですが、皆さんペレットを見ても何だかわからないかも知れませんね(笑)。

この千葉工場は、旭化成ケミカルズ㈱のポリマーの重要な生産拠点です。

富田 千葉工場はグリーンベルトに囲まれた $1'000 \times 400$ m、約40万平方メートルの敷地で工場内は道路が南北に1本、東西に1本横切っています。緑地は7万9200平方メートルと、緑化率は工場立地法の20%をクリアしています。

松崎 整備されたきれいな工場ですね。

坂本 景色も良いですよ。天気が良いとこれから季節には工場から東京湾アクアライン(海ほたる)や富士山もくっきり浮かんで見えます。

富田 ここではすべて船で原料を受け入れて生産しています。1971年に



造成が完了し、74年に生産を開始したわけですから今年(2007年)で33年が経った計算になります。

松崎 先ほどのお話すと、4種類の製品を造られているようですが・・・。

富田 合弁会社のPSジャパン(旭化成ケミカルズ45.0%、三菱化学27.5%、出光興産27.5%)で造っているポリスチレンは汎用樹脂ですから一番多く、能力は207,000トン/年です。全社では445,000トン/年と、国内最大です。ザイロンは30,000トン/年、アクリル樹脂は20,000トン/年、光ファイバーが25,000キロメートル/年のプラント能力です。

松崎 具体的には、どういったものに使われているのですか。

坂本 至近な例ですと、「ポリスチレン」はヤクルトの容器やテレビハウジング、玩具などといった比較的汎用的な製品に使われています。

「ザイロン」はプロジェクトのシャーシや複写機の中枠ですとか、自動車のリレーボックス、タイヤのホイルキャップなどの耐熱性が要求されるところに使われます。ハイブリッドカーのバッテリーケースや液晶TVの裏側にも使用されています。リサイクルがし易いということも採用された理由のひとつにあげられます。

「デルペット」はアクリル樹脂ですから自動車のテールランプのような透明性が必要なところにガラスの代替として使われています。

「ルミナス」は光ファイバーです。これはご説明の必要はないでしょうけれど、いずれも合成樹脂の一次製品で、ペレットまでを造っています。

松崎 自動車もどこが金属でどこがプラスチックか、全く分かりませんね(笑)。

坂本 カーボンファイバーを樹脂に入れるとものすごく強靭で軽量化ができますし、モーターショーに出展されるようなコンセプトカーのボディはプラスチックですしね。

松崎 モノマーを重合させてポリマーを造るということは理解できました

が、同じような条件のもとで例えば「ボリスチレン」を造ったとして、他社と製品の性能や質に差があるものなのですか。

坂本 それは当然違います。例えば、各メーカーでいろいろなカレーが販売されていますね。それぞれスパイスが違っていたりしてちょっと味に差が出ますでしょう。つまり、そこに技術が必要になるのです。分子の鎖の繋ぎ方、結び方が強固であるとか、特殊な添加剤とかちょっとしたことが品質の優劣になってくるのです。

製品は、各社ともだんだん付加価値の高いものに特化してきていますが、同じ反応釜でも各社形状が違います。それによってプラスチックの強さと成形性といった相反する性質のものや、揮発分の少ないものを生み出していくのです。

富田 ケミカルプラントは止めることが難しいので、四組二交替で操業しています。土日も年末年始も動きっぱなしです。千葉工場は33年間、無災害で平成19年（2007）5月、日本化学工業協会・J R C C より「安全努力賞」をいただきました。

坂本 245人の工場（2007年4月現在）は、従業員100～250人規模の工場ではベスト3に入ります。

千葉工場では毎年、工場方針を決めます。平成19年度は、

1. 安全風土の改革で無事故・無災害を達成しよう！
2. 全員参加のTPM（Total Productive Maintenance）で人の意識と設備を変革しよう！
3. 誇れる製品と確かな技術で世界に勝ち残ろう！
4. 良好的なコミュニケーションで心も体も健康にしよう！
5. 社会規範を守り地域社会と共に歩もう！

と、保安防災の強化に努めました。また、RC活動も積極的に推進してきています。RC活動は、ご存知ですよね。

松崎 平成19年2月に行われた「第6回レスポンシブル・ケア千葉地区地域対話集会」のお手伝いをさせていただきました。

化学会社が開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至るまで、自己責任・自己決定の下に改善、実行するという自主的な活動だと伺っております。

富田 ISO14001は97年に認証を取得、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）は、03年度から導入し、活動を行っています。

松崎 環境保全についてもう少し詳しくお話しいただけますか。

富田 千葉工場は化学物質排出量としては、エチルベンゼンとキシレンが比較的多いのですが、スクラバーを改造成し、除去効率を上げることができました。排水中のリンも2000年に除去装置を設置して大幅に削減しました。もちろん、第6次の東京湾水質総量規制もなんら心配はありません。

坂本 環境保全はもとよりのことですが、従業員がまず知って、行動に移すことこそが重要だと考え、水島と川崎製造所ではAOAと呼んでいるのですが、プラントオペレーションに必要な基礎技術と化学工学の基礎教育を行っています。

労働安全衛生活動ではSTOP（Safety Traininng Observation Program）という管理手法を導入し、管理者が現場を巡視したり、作業者自身が気づいた危険内容を提案コードに記入することにより、各自に考えさせるコーチングのような考え方で、リスク回避をはかっています。

松崎 環境・保安・安全・衛生は愚直にだけれど堅実に行っていかなければならないものだと考えています。

化学会社は、扱っている物の特性から、細心の注意と努力がなされていることがよく理解できました。

松崎 本日は、お忙しい中をありがとうございました。



# 「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」について

千葉県環境生活部大気保全課

千葉県における揮発性有機化合物排出抑制の必要性及び千葉県揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組促進条例の検討状況等につきましては、2007年1月会報第76号でお知らせしたことろです。

この度、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」及び同条例施行規則を平成19年10月19日付けで公布し、平成20年4月1日から施行することとしましたので、その概要についてお知らせします。

### 1. 条例制定の背景

本県の光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成14、16、17年度に全国ワースト1位となっており、発令日数を減らすためには、その原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を一層進める必要があります。

VOCは、塗料の希釈溶剤やガソリン、ベンゼンなど、常温で揮発しやすい物質の総称で、これまで、県では、公害防止協定や炭化水素対策指導要綱により排出抑制指導を行ってきました。

一方、国では、大気汚染防止法を改正し、平成18年度から、VOCの排出規制を開始しましたが、VOC年間使用量50トン相当以上の大規模施設を排出規制対象とし、50トン未満の施設に対しては自主的な取組にゆだねたものとなっております。

このため、要綱対象である6トン以上の施設等について、事業者の自主的な取組によるVOCの排出抑制を一層促進するための制度を創設するものです。

### 2. 条例の概要

#### (1) 目 的

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に行うVOCの排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とします。

#### (2) 定 義

##### ① 挥発性有機化合物（VOC）

大気汚染防止法の定義に合わせて、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」としました。

なお、政令で揮発性有機化合物から除かれる物質はメタンと7種類のフロン類です。

## ② 自主的取組対象施設

県の区域（千葉市及び船橋市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設でVOCを排出するもののうち、その施設から排出されるVOCが大気の汚染の原因となるものであって、VOCの排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいい、規則別表に掲げる施設であって、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものをいいます。

## ③ VOC排出事業者

その事業活動に伴って自主的取組対象施設からVOCを大気中に排出する者をいい、自主的取組計画書等の提出義務者となります。

### (3) 「自主的取組の促進に関する指針」の策定

県は、事業者による自主的取組におけるVOCの削減目標、方法及び取り組むべき対策の事例等、事業者が留意すべき事項について指針を定めます。

また、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求ることとします。

### (4) 県内事業者の責務

その事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意して、自主的取組を行う責務を有します。

### (5) 県の責務

県は、自主的取組を支援するとともに、自ら率先して、VOCの排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有します。

### (6) 県民の努力

県民は、県内事業者の事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めよう努めることとしました。

### (7) 自主的取組計画書の作成及び提出等

① 毎年4月1日においてVOC排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、VOCの使用量並びに排出量及び飛散の量等について記載した計画書（「自主的取組計画書」規則別記第1号様式）を作成し、各年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

② ①以外の事業活動に伴ってVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者も、工場又は事業場ごとに、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができることとしました。

### (8) 実績報告書の作成及び提出

（7）の自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（「実績報告書」規則別記第3号様式）を作成し、翌年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

#### (9) 書類等の保存

(7) の自主的取組計画書を提出した者又は(8) の実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載したVOCの使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該提出の日から3年間保存することとした。

#### (10) 公表

知事は、(7) の自主的取組計画書の内容及び(8) の実績報告書の内容を公表することとしました。

#### (11) 指導及び助言

知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができることとしました。

#### (12) 報告及び助言

知事は、VOC排出事業者その他のVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者に対し、報告を求め、又は職員に、立入検査させることができます。

#### (13) 過料

過料を設けることにより、自主的取組計画等の報告・公表制度の信頼性を確保します。

自主的取組報告義務違反者、虚偽報告者、報告・立入拒否者・・・・5万円以下の過料

#### (14) 施行期日

平成20年4月1日

ただし、自主的取組の促進に関する指針の策定に関する部分は条例公布（平成19年10月19日）の日とします。

### 3. 今後の予定

#### (1) 自主的取組の促進に関する指針の策定 平成19年11月から12月

自主的取組によるVOC排出等量の削減に関する目標、自主的取組の方法等について指針を定めます。

指針の制定に当たっては、指針（案）に対する県内事業者及び県民の皆様からの御意見を募集します。

#### (2) 事業者説明会の開催 平成20年1月から3月

VOC排出事業者（自主的取組対象施設設置者）の皆様は、平成20年7月末日までに自主的取組計画書を作成して県に報告するとともに、以後毎年、当該年度の自主的取組計画書と前年度の実績報告書を県に報告する義務が生じます。

これら、報告書の作成方法等について、事業者の方を対象とした説明会を開催します。

### 4. その他

今後の予定の具体的な内容については、次のホームページをご覧下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sc/vocjorei>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例・施行条例  
平成19年10月19日  
千葉県環境生活部大気保全課

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則
<p><b>(目的)</b> 第1条 この条例は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p><b>(定義)</b> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 挥発性有機化合物 大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。</p> <p>(2) 自主的取組対象施設 県の区域（千葉市及び船橋市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の</p>	<p><b>(趣旨)</b> 第1条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成19年千葉県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>【大気汚染防止法】</b> <b>(定義等)</b> 第2条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。</p> <p><b>【大気汚染防止法施行規則】</b> <b>(揮発性有機化合物から除く物質)</b> 第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。 (1) メタン (2) クロジフルオロメタン（別名HCFC-22） (3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HCFC-124） (4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名HCFC-141b） (5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b） (6) 3,3-ジクロロ-1,1,2,2-ヘンタフルオロプロパン（別名HCFC-225ca） (7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ヘンタフルオロプロパン（別名HCFC-225cb） (8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-テカフルオロヘンタン（別名HFC-43-10mee）</p> <p><b>(自主的取組対象施設)</b> 第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であって、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則
<p>排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 挥発性有機化合物排出事業者その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。</p> <p>(指針)</p> <p>第3条 知事は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標</p> <p>(2) 自主的取組の方法</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、自主的取組のために必要な事項</p> <p>3 知事は、指針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めるものとする。</p> <p>4 知事は、前項の規定により提出された意見を考慮して指針を定め、又は変更しなければならない。</p> <p>5 知事は、指針を定め、又は変更したとき、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(県内事業者の責務)</p> <p>第4条 県内事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意して、自主的取組を行う責務を有する。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第5条 県は、自主的取組を支援する責務を有する。</p> <p>2 県は、自ら率先して、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有する。</p> <p>(県民の努力)</p> <p>第6条 県民は、県内事業者の事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めなければならない。</p>	

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則
<p><b>(自主的取組計画書の作成及び提出等)</b></p> <p>第7条 各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量（以下「使用量等」という。）その他同日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書以下「自主的取組計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 挥発性有機化合物排出事業者は、県の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>4 前各項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><b>(実績報告書の作成及び提出)</b></p> <p>第8条 前条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p><b>(書類等の保存)</b></p> <p>第9条 第7条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものという。以下同じ。）を当該提出の日から3年間保存しなければならない。</p>	<p><b>(自主的取組計画書の提出)</b></p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の7月末日までに自主的取組計画書（別記第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、条例第7条第2項及び第3項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。</p> <p><b>(自主的取組計画書の変更の届出)</b></p> <p>第4条 条例第7条第4項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。</p> <p><b>(実績報告書の提出)</b></p> <p>第5条 条例第8条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の7月末日までに自主的取組実績報告書（別記第3号様式）により行うものとする。</p> <p><b>(電磁的記録)</b></p> <p>第6条 条例第9条第1項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則
<p>2 第7条第4項の規定による届出をした者、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第10条 知事は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された自主的取組計画書の内容（同条第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第8条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第11条 知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者 (2) 第7条第2項及び第3項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者</p>	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第7条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第4号様式）とする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みの促進に関する条例施行規則
<p>(3)第7条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  (4)第8条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者  (5)第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p><b>附 則</b>  この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b>  この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び別表の規定は、公布の日から施行する。</p>

注 公布日:平成19年10月19日

規則別表（第二条）

1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次の項に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 塗装施設</li> <li>ロ 印刷施設</li> <li>ハ 接着施設</li> <li>ニ 洗浄施設</li> <li>ホ 動植物油脂製造施設</li> </ul>	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物（以下「高揮発性有機化合物」という。）の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限り、密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。）が500キロリットル以上のものの
6	高揮発性有機化合物を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。）の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの

株式第一号（第三条第一項） （その一）		平成 年 月 日																																									
千葉県知事 営本 晃子 様		郵便番号 住所																																									
<p style="text-align: center;">自 主 的 取 組 計 画 書</p> <p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の足進みに関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項（第2項、第3項）の規定により、自主的取組計画を次のとおり提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業者の名称 (前回の提出における名称)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)</td> <td colspan="3">〒</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場の所在地 市町村</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工場又は事業場において行われる事業 が属する主な業種 自 主 的 取 組 計 画</td> <td colspan="3">業種コード 業種名</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第3項の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無 所 属 担当者 (問い合わせ先)</td> <td>1 有 2 無</td> <td>別添のとおり 自主的取組計画（その四） の提出有無</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※受理年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4">           1 ※の欄には、記載しないこと。            2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。            3 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更 が あ っ た 場 合 の み 記 載 す る こ と 。            4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従つて記載し、二以上の業種に属する 事業を行ふ事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。         </td> </tr> </table>				事業者の名称 (前回の提出における名称)				工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)	〒			工場又は事業場の所在地 市町村				工場又は事業場において行われる事業 が属する主な業種 自 主 的 取 組 計 画	業種コード 業種名			条例第2条第3項の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無 所 属 担当者 (問い合わせ先)	1 有 2 無	別添のとおり 自主的取組計画（その四） の提出有無	1 有 2 無					※受理年月日	年	月	日					備考				1 ※の欄には、記載しないこと。 2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 3 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更 が あ っ た 場 合 の み 記 載 す る こ と 。 4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従つて記載し、二以上の業種に属する 事業を行ふ事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。			
事業者の名称 (前回の提出における名称)																																											
工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)	〒																																										
工場又は事業場の所在地 市町村																																											
工場又は事業場において行われる事業 が属する主な業種 自 主 的 取 組 計 画	業種コード 業種名																																										
条例第2条第3項の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無 所 属 担当者 (問い合わせ先)	1 有 2 無	別添のとおり 自主的取組計画（その四） の提出有無	1 有 2 無																																								
※受理年月日	年	月	日																																								
備考																																											
1 ※の欄には、記載しないこと。 2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 3 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更 が あ っ た 場 合 の み 記 載 す る こ と 。 4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従つて記載し、二以上の業種に属する 事業を行ふ事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。																																											

（その二）	
1 自主的取組対象施設の数及び設置年月	工場又は事業場の名前
施設の種類	施設の数（基）
有機化学工業製品製造施設	洗浄施設
塗料等製造施設	動植物油脂製造施設
塗装施設	ドライクリーニング施設
印刷施設	屋外貯蔵タンク
接着施設	丸てん出荷施設
施設の設置年月	年　月

(その四)

工場又は事務所の名前

## 3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

## (1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度	
	年度	
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指標表示で記載すること。)		
排出量等の量 (kg/年度)	× 10	
処理回収率 (%)		

備考

- 1 この項の提出は任意であること。  
 2 基準年度は、2(1)の基準年度と一致させること。  
 3 使用量及び排出等の量は、2(1)の基準年度におけるものと一致させること。  
 4 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。  

$$\{(\text{使用量} - \text{排出等の量}) / \text{使用量}\} \times 100$$

- (2) 基準年度以前から実施している対策の内容  
 基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。

対策	対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

- その対策 (1, 9, 29, 39, 49, 59, 99) を記載した場合は、対策の内容を次のように具体的に記入すること。


備考 この項の提出は任意であること。

(その三)

工場又は事務所の名前

## (2) 挥発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

ア 計画年度に実施する対策の内容  
 ブ (1)の計画年度の削減率を達成するための対策について、別表から該当する記号を選んで記載すること。  
 チ 数の対策を組み合せて実施しようとした場合に、複数の対策を組み合せて実施すること。

対策	対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

その対策 (1, 9, 29, 39, 49, 59, 99) を記載した場合は、対策の内容を次のように具体的に記入すること。


イ 目標年度の削減率を達成するために実施する対策の内容  
 ハ (1)の目標年度の削減率を達成するため、目標年度の翌年度以降新たに実施し、又は実施したことの対策について、別表から該当する記号を選んで記載すること。  
 ニ 数の対策を組み合わせて実施すること。

対策	対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

平成 年 月 日

千葉県知事 堂本 晃子 様

郵便番号

氏名、その他の団体にあっては、主たる事業者の住所  
法人の名称及び代表者の氏名

## 自主的取組計画書変更届出書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び揮散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第7条第4項の規定により、自主的取組計画の変更を次のとおり届け出ます。

事業者の名称 (前回の提出における名称)	業種名 基種コード
工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)	市町村
工場又は事業場の所在地 (前回の提出における名称)	〒
工場又は事業場において行わる事業が属する主な業種 変更後の自主的取組計画	業種のとおり
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無 担当者(問い合わせ先)	1 有 2 無 所屬 (ふりがな) 氏名 電話番号 年 月 日
※受理年月日	※整理番号 FAX

## 備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 前回の提出における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があつた場合のみ記載すること。
- 業種及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあっては、そのうちの主なる業種を記載すること。
- 変更後の自主的取組計画は、変更があつた箇所のみ添付すること。

## (その5)

## 別表 挥発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
①原材料対策による手法	1.1	溶剤の低揮発性有機化合物又は非揮発性有機化合物化
1.2 ハイシリッド塗料等溶剤含有率の低減	1.2	
1.3 粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用	1.3	
1.9 その他	1.9	
②工程管理による手法	2.1	ふた閉め等溶剤管理の徹底
2.2 効率の向上による塗料等の使用量の削減	2.2	
2.3 作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮	2.3	
2.9 その他	2.9	
③施設の改善による手法	3.1	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
3.2 冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加	3.2	
3.3 塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減	3.3	
3.4 製造設備の集約化	3.4	
3.9 その他	3.9	
④屋外タンク貯蔵所の改造	4.1	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改進
4.9 その他	4.9	
⑤吸着法(非出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの)	5.1	吸着法(非出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの)
5.2 吸収法(非出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、アルコール等に吸収させるもの)	5.2	
5.3 斜縞法(非出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの)	5.3	
5.4 直接燃焼法(非出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気にして燃焼させるもの)	5.4	
5.5 接触酸化法(排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの)	5.5	
5.6 蒸熱燃焼法(高溫の固定層に排出ガスと水蒸気に変えるもの)	5.6	
5.7 生物分解法(排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの)	5.7	
5.9 その他	5.9	
9.1 不良率の減少による溶剤使用量の削減	9.1	
9.2 余材の削減による塗布面積等の削減	9.2	
9.3 包装材の小面積化等による塗布面積等の削減	9.3	
9.4 製品の無塗装化	9.4	
9.9 その他	9.9	

平成 年 月 日

## 1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数(基)	施設の種類	施設の数(基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月	年 月	施設の設置年月	年 月

備考  
1 施設の数は、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数を記載すること。(揮発性有機化合物の排出する事業者にあっては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「〇」を記出する)。  
2 施設の設置年月は、施設の数の欄に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

## 2 自主的取組計画の内容

## (1) 挥発性有機化合物の排出量等の量の目標計画年度

年度	基準年度		目標年度
	年度	年度	
使用量 (kg/年)			平成22年度
(1キログラムを超える場合は、下限で表示で記載すること。)	× 10	×	× 10
排出量等の量 (kg/年)			
削減率 (%)			
	計画年度 (平成 年度)	実績値	
年度			
使用量 (kg/年)			
(1キログラムを超える場合は、下限で表示で記載すること。)	× 10	×	× 10
排出量等の量 (kg/年)			
削減率 (%)			

備考  
1 基準年度の欄及び目標年度の欄は、自主的取組計画書を提出した年度とし、計画値は自主的取組計画書に記載すること。  
2 計画年度は、該年度において使用した揮発性有機化合物を記載すること。  
3 計画年度の実績値は、当該年度に工場又は事業場において有効数字2桁で記載すること。  
4 計画年度の排出等の量の実績値は、当該年度に工場又は事業場から排出した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。  
5 計画年度の削減率の実績値は、次の式により算出される。  
(基準年度の排出等の量 - 基準年度の排出等の量) × 100 %

## 千葉県知事 壱本 瑞子 様

郵便番号  
住所 所氏 名  
法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

## 自主的取組実績報告書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第8条の規定により、自主的取組実績報告を次のとおり提出します。

事業者の名所 (自主的取組計画書における名称)	事業場の名稱 (自主的取組計画書における名称)	工場又は事業場の所在地 (自主的取組計画書における名称)	市町村
		工場又は事業場の所在地	市町村
		工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種	業種コード
		自主的取組実績報告	別添のとおり
		条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無	1 有 2 無
		担当者 所属 (問い合わせ先)	氏名
		電話番号	FAX
※受理事年月日	年 月 日	※整理番号	

備考  
1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。  
3 自主的取組計画書における名稱は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名稱から変更が  
4 あつた場合に該合併した振替すること。  
5 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の業種に従つて記載し、二以上の業種に属する事業を行なう工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。



# 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

千葉県環境生活部資源循環推進課

## □ 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間ににおいて交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが義務付けられました。

なお、千葉市内の事業者にあっては千葉市長あて、船橋市内の事業者にあっては船橋市長あて、柏市内の事業者にあっては柏市長あてに提出することになります。

また、電子マニフェストを利用する事業者にあっては、情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(\*)）が集計して千葉県知事に報告を行うため、産業廃棄物管理票交付等状況等報告を行う必要はありません。

(\*) <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>を参照

## □ 制度の開始

この報告書については、これまで適用が猶予されていましたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年7月26日環境省令第23号）」で適用猶予期間が平成20年4月1日までと改められました。

初年度の平成20年度にあっては、平成19年4月1日～平成20年3月31日までに交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関して、平成20年6月30日までに千葉県知事へ報告書を提出していただくことになります。

事業者の皆様には、平成20年度からの報告（平成19年度の産業廃棄物管理票の交付状況分）に備え、産業廃棄物管理票の整理の徹底等、予め準備をお願いします

なお、この制度の開始に伴い、千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で提出をお願いしてきた「特別管理産業廃棄物処理実績報告」は廃止しますので、平成19年度分は提出する必要はありません。

## □ 対象者

- 千葉県内に事業場が所在する産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む。）
- ※ 千葉市内、船橋市内又は柏市内に事業場が所在する場合は、それぞれ千葉市産業廃棄物指導課（電話043-245-5682）、船橋市産業廃棄物課（電話047-436-3810）又は柏市環境保全課産業廃棄物対策室（電話04-7163-2220）に報告書を提出することになりますので、ご注意ください。

**報告対象**

- 平成19年4月1日から平成20年3月31日に交付したマニフェストの交付等の状況

**提出期限**

- 毎年度年6月30日まで

(平成20年度の報告は、平成20年4月2日から6月30日まで)

**提出先及び提出の方法**

次のいずれかの手続きにより、提出してください。

**(1) 「ちば電子申請・届出サービス」による提出**

- 千葉県ホームページの「ちば電子申請・届出サービス」から入力手続きを行ってください。→詳細は「届出電子館」(\*)を閲覧してください。

(\*)[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_ichihai/jigyousya/manifest/denshitodokede.htm](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/manifest/denshitodokede.htm)

注：電子届出は、報告期限の4月1日から6月30日（平成20年度報告は、平成19年4月2日から6月30日）以外の期間は届出画面が表示されませんのでご注意ください。

**(2) 紙様式による提出**

- 千葉県作成様式（EXCEL形式）又は法定様式（PDF形式）を印刷し、正本1部を郵送又は持参により提出してください。

※ 控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようご注意ください。

控えが必要な方は事前に写しをとってから提出してください。

**(提出先)**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部 資源循環推進課 事業推進室

※ お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

**届出書記入要領等（県庁ホームページ参照）**

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_ichihai/jigyousya/houtoku20.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/houtoku20.html)

下記資料をご覧いただけます。

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記載例（千葉県作成様式）
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記載例（法定様式）
- 報告書Q&A（PDFファイル）
- 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（環境省通知）（PDFファイル）
- 日本標準産業分類（PDFファイル）
- 産業廃棄物の体積から重量への換算値（PDFファイル）
- 問い合わせ先一覧表

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の「電子届出」のご案内

千葉県ホームページ上のオンライン県庁「ちば電子申請・届出サービス」  
(<https://www3.shinsei.e-chiba.lg.jp/egovJumin/menuTop.do?jichitai=120006>) を利用し、下記の手順で提出することができますので、詳細はホームページを閲覧してください。

### (利用手順)

#### 1 申請者の準備→詳細は「電子申請をご利用にあたって」

(<https://www3.shinsei.e-chiba.lg.jp/egovJumin/riyohTebikiChiba.do>) を参照してください。

- ① ご利用規約への同意をします。
- ② ホームページで利用者情報登録（I D, パスワード取得）をします。
  - 氏名、住所等必要な事項を入力していただいた後に送信してください。
  - その後、利用者登録が完了した旨を電子メール等でお知らせします。
- ③ 各アプリケーションのインストールをします。

（この作業は、プログラムをインストールできる権限で、ログインしてください。また、その際のユーザー名は半角英数字のものに限られます。）

インストールするアプリケーション

- 一太郎ビューア
- A d o b e R e a d e r

※ この報告書の提出にあたっては、電子証明書の取得等は不要です。

#### 2 届出

届出者は「ちば電子申請・届出サービス」画面の案内により、届出画面に必要事項を入力・決定し、入力漏れや誤記等内容を確認のうえ、電子届出を送信します。

※ こちらの記入例

([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_ichihai/jigyousya/manifest/todokede/kenkisairei.pdf](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_ichihai/jigyousya/manifest/todokede/kenkisairei.pdf))  
も参考にしてください。

※ この報告書の提出にあたっては、Excel、Word、一太郎等の自社作成したデータファイル添付での提出はできませんので、ご注意ください。

#### 3 添付書類

不要です。

# G20 ちば 2008

## G20グレンイーグルズ閣僚級対話

《気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級対話》

2008年7月のG8北海道・洞爺湖サミットに先立ち、気候変動等を議題として「G20（ジー・トゥエンティー）グレンイーグルズ閣僚級対話」が開催されます。

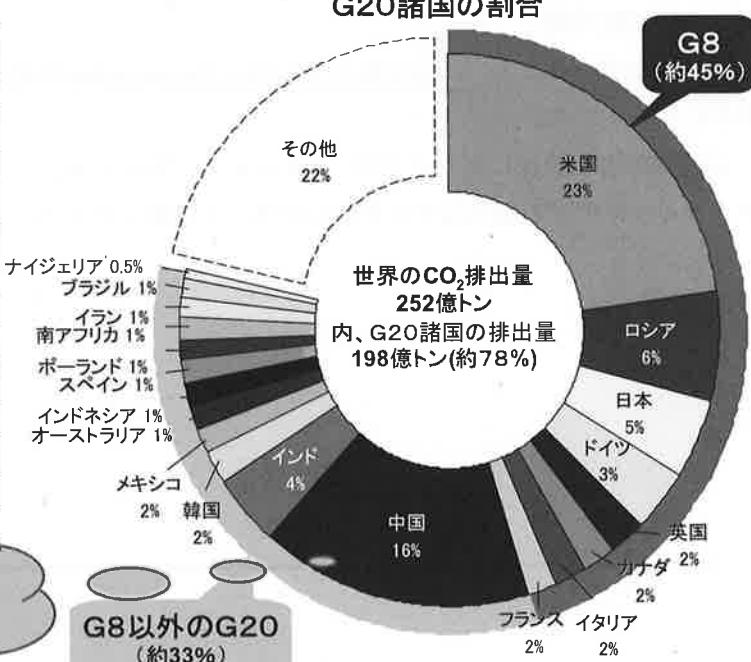
**2008. 3. 14~16 千葉市(幕張メッセ) G20 ちば 2008**

気候変動、特に温室効果ガス削減は全世界で取り組む大きな課題です。G8（8カ国）に、新興経済国（12カ国）が集まるG20ちば2008の話し合いは、この課題解決に向けて極めて重要なものになります。

### “G20”諸国について

世界のCO<sub>2</sub>排出量(2003年度)に占める  
G20諸国の割合

G20諸国	
G8	米国
	ロシア
	日本
	ドイツ
	英国
	カナダ
	イタリア
	フランス
その他	中国
	インド
	韓国
	メキシコ
	オーストラリア
	インドネシア
	スペイン
	ポーランド
	南アフリカ
	イラン



G20の20カ国で、  
なんと全世界の78%の  
CO<sub>2</sub>を排出しています。

※エネルギー・経済統計要覧より環境省作成  
(一部、UNFCCCデータより補足)

## G20グレンイーグルズ閣僚級対話

### 《気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級対話》

#### ◆G20対話

このG20は日本、アメリカ、ロシアなどのG8(主要国首脳会議)参加国に、中国、インド、韓国、メキシコ、ブラジルなどの新興経済諸国12カ国と、世界銀行、国際エネルギー機関が加わります。

このG20は、気候変動問題が主要議題のひとつであった2005年・G8英国サミット(通称:グレンイーグルズ・サミット)をきっかけに始まったことからこの名称がついたもので、来年7月に北海道・洞爺湖町で開催が予定されるG8日本サミットにおいて、今までの対話の成果が報告される予定です。

参加20カ国のCO<sub>2</sub>排出量は世界全体の約8割を占め、その量は200億トン近くにもなります。京都議定書に基づく温室効果ガスの削減義務が来年から始まるこの時期に、議定書の未批准国(米国、オーストラリア)や、新興経済諸国が一堂に会して率直な意見を交えることで、地球環境保全へのさらなる取り組みが進むものと期待されます。

地球温暖化対策や生物多様性の保全に力を入れている本県で、環境問題に関する国際会議が開催されることは意義深く、世界に開かれた千葉県として積極的に協力していきます。

#### ◆地球温暖化と生物多様性

2007年に入り、気候変動に関する最新の科学的知見がIPCC(気候変動に関する政府間パネル)から発表される中、国際社会では、京都議定書第一約束期間後の取り組みに関する議論が大きな関心を集めています。

また、気候変動は、生物多様性など他の環境問題とも、密接に関連していることから、07年6月のハイリゲンダムサミットでは、気候変動を中心とする環境問題が主要国の首脳の間で活発に議論されました。

07年から08年にかけて開催される気候変動の枠組条約や生物多様性の条約の締約国会議での議論も踏まえつつ、08年7月に我が国で開催される北海道洞爺湖サミットでもこうした環境問題が取り上げられます。

#### ◆会議の目的

G8国及び中国、インド、韓国、メキシコ、ブラジル、南アフリカ等CO<sub>2</sub>主要排出国20カ国のエネルギー閣僚と環境閣僚等及び世界銀行、IEA(世界エネルギー機関)が一堂に会し、気候変動やクリーンエネルギー等の諸問題について取り組む。

※ CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)：もっとも温暖化への影響度が大きい温室効果ガス

※ 主要20カ国

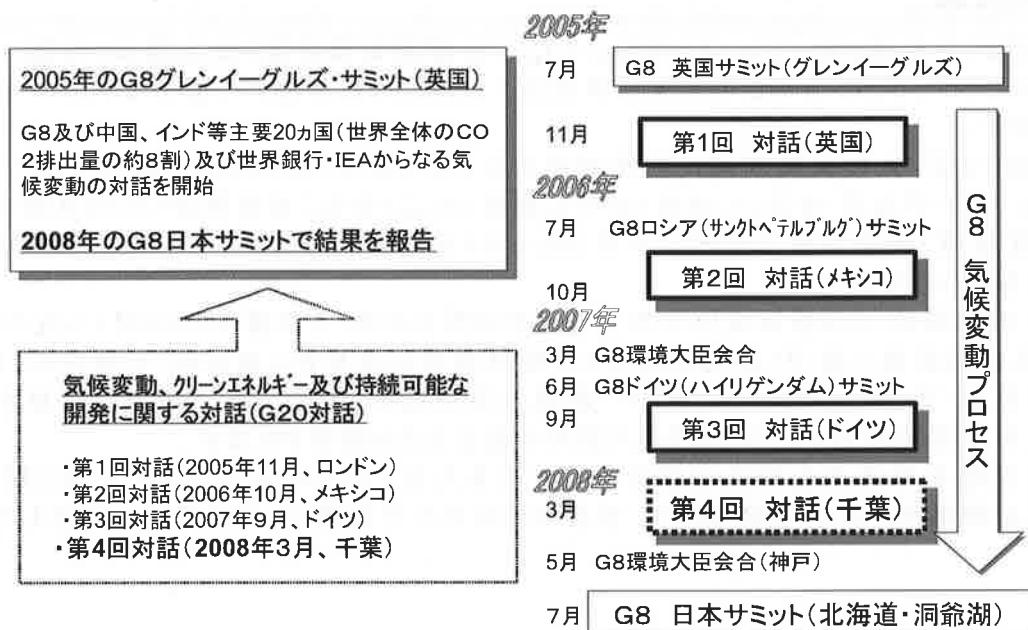
- ・ G8：日本・アメリカ・ロシア・ドイツ・イギリス・カナダ・イタリア・フランス
- ・ 新興経済国：中国・インド・韓国・メキシコ・オーストラリア・インドネシア・スペイン・ポーランド・南アフリカ・イラン・ブラジル・ナイジェリア

○世界銀行は、投資及び融資を含む、クリーンエネルギーと開発への投資のための新しい枠組みの創設につき指導的役割を担う。

○IEAは、代替エネルギー・シナリオ及びクリーンで、賢明かつ競争力のあるエネルギーの将来に向けての戦略について助言を行う。

# 気候変動に関する外交スケジュール

## G8プロセスにおける気候変動への取組:主要20カ国(G20)による対話



## G8 プロセス

2005年のグレンイーグルズ・サミットで  
気候変動が主要課題。  
(サミットには、中国、インド、ブラジル、メキシコ、南アフリカの新興経済国5カ国も参加。)

### 2007年

3月 G8 環境大臣会合 (ドイツ)  
(気候変動・生物多様性が議題)

3月 欧州理事会  
(2020年の削減目標を採択)

6月 G8 ドイツサミット  
(ハイリゲンダム)

APP政策実施委員会  
(年次・東京)

APP : クリーン開発と気候に関する  
アジア太平洋パートナーシップ

9月 G20 対話 (ドイツ)

APP閣僚級会合  
(年後半・インド)

IPCC 第4次評価報告書公表  
IPCC : 気候変動に関する政府間パネル

(2005年の英国サミットで G8 及び中国・インド等、主要20カ国及び世銀・IEA からなる気候変動に関する対話を開始)

12月 気候変動枠組条約締約国会議  
(COP13、インドネシア)

### 2008年

3月 G20 対話 (千葉)

2008年～2012年  
京都議定書 第一約束期間

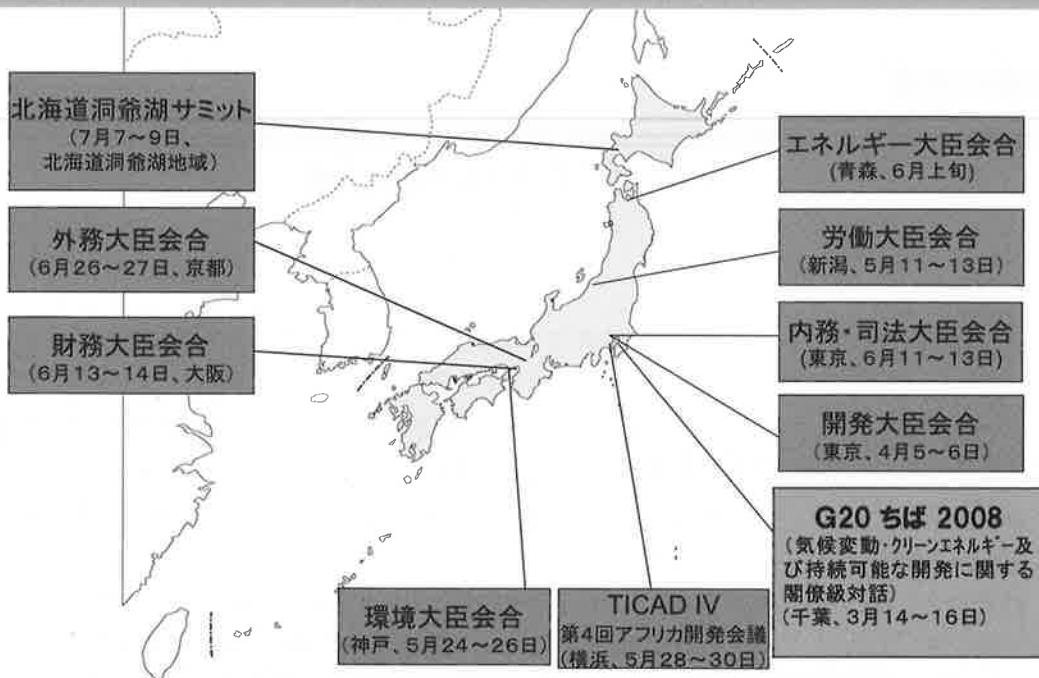
5月 G8 環境大臣会合 (神戸)

7月 G8 日本サミット  
(北海道洞爺湖)

(G20対話の報告・まとめ その他)

12月 気候変動枠組条約締約国会議  
(COP14、ポーランド)

# 洞爺湖サミットに向けて 開かれる国際会議



## G20に向けた千葉県の取り組み

県では、地球温暖化防止と生物多様性の保全に積極的に取り組んでいますが、このG20の開催を機に、これらをテーマとした記念事業を開催し、千葉県の取り組みを国内外に発信とともに、県民の皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

どうぞ皆様、大勢の参加をお待ちしています。

### 《主な記念事業》

10月12日(金)	ベルリンG20対話報告会(ホテルポートプラザちば 18:00~) 主催:千葉県
10月27日(土)	シンポジウム: 地球温暖化と生物多様性(OVTA 10:00~) 主催:生物多様性 JAPAN ほか
11月4日(日) 11月18日(日)	環境シンポジウム千葉会議 プレシンポジウム (日本大学 10:00~) " メインシンポジウム (千葉大学 10:00~) 主催:環境シンポジウム2007千葉会議
11月10日(土)	講演会「さしつけられた地球環境問題を考える」(かずさアカデミアホール 14:00~) 主催:木更津市(木更津市制施行65周年記念講演会)
12月20日(木)	地球環境保全セミナー(千葉市文化センター 14:00~) 主催:千葉市
1月19日(土)	シンポジウム「親子で学ぶ地球温暖化と生物多様性」(現代産業科学館 13:00~) 主催:千葉県
1月29日(火)	三番瀬再生国際フォーラム (幕張メッセ 10:00~) 主催:千葉県
3月8日(土) ~9日(日)	G20 ちば2008記念国際フォーラム (幕張メッセ) (計画中) 主催:千葉県ほか

※上記以外にも記念事業を検討しています。

今後、県民だよりやホームページなどで、詳細をお知らせしていきます。

G20推進プロジェクトチーム

千葉県環境生活部環境政策課

Tel 043-223-4705

Email [g20team@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:g20team@mz.pref.chiba.lg.jp)

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_kansei/g20/](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_kansei/g20/)

### 光クラブと山崎晃嗣

2005年、ホリエモンこと堀江貴文は東大文学部中退後に設立したIT企業『ライブドア』を率いて『ニッポン放送』の株を買い占め、さらにその余勢を駆って『フジテレビ』をも手中に收めようかとの勢いでしたが、年が明けた2006年1月に証券取引法違反（偽計・風説の流布、有価証券報告書の虚偽記載）で東京地検特捜部によって逮捕されました。

逮捕の前年には、三つの法律（証券取引法、電波法・放送法、新「会社法」）の改修正案が国会に緊急提出され、可決成立しています。

改正法案のうち、証券取引法の改正案（企業買収目的の立会外取引を規制）と、電波法・放送法の改正案（放送局への外資の出資制限を強化）は、堀江の買収手法や、米国系証券会社リーマン・ブラザーズとの関係などに触発された、いわば政府による緊急避難措置だと思われます。

さて、堀江ですが、彼は600万円の元手から始めて、度重なる株式分割とそれを巧みに用いた企業買収によって急成長をなしつけました。

2001年から2004年までの3年間で、4回もの株式分割を行い、自社株式数をなんと3万倍にしています。単純に考えれば、株式を十分割すれば株価は十分の一になるはずなのですが、新株が市場に出回るのに時間がかかるため、株価が急騰することがままあるのです。堀江はこの機をとらえ、自社株と買収先企業の株を交換するという株式交換により他社を次々に買収しました。

株式交換による買収は1999年の商法改正で認められた方法ですが、ホリエモンはこれと株式分割を組み合わせるという鍊金術により、瞬く間にライブドアを時価総額で7000億円を超える会社にした（2006年4月14日付 上場廃止）のです。

“金がすべて”と高言して憚らなかった彼は、これだけの急成長を金融操作だけで成し遂げたのです。

歴史は繰り返すといいますか、今から60年前、昭和23年（1948）にも、同様な事件があつたのをご承知でしょうか。

「光クラブ事件」といいます。Googleで「ライブドア 光クラブ事件」で検索したら700件以上のヒットがありました。ライブドアと光クラブ事件に多くの共通項を見出しているのは私だけではないようです。

アプレゲールとはフランス語ですが、「戦後」という意味をもちます。「アプレ」は前置詞「～の後」、「ゲール」は「戦争」という意味なのだそうです。もともとは第一次世界大戦で傷ついたフランスの若い世代の人間回帰の芸術運動をさしていたようですが、日本では太平洋戦争直後の世代文化をそう呼び、旧体制の価値観では判断できない新しいモラルを意味し、そのモラルを裏づけるような文化活動や言論などを示しています。

転じてそれは犯罪の領域にも広く用いられることになりました。

日本近代史の年表には必ずといっていいくらい登場する「光クラブ事件」は、まさにそのよう

な犯罪の典型として、当時、アプレゲール犯罪と云われました。

今でも語り継がれている事件とその当事者である山崎晃嗣の存在は、同時代の人にとっても、かなり衝撃的なことだったらしく彼をモデルにして書かれた小説に、北原武夫の『悪の華』、高木彬光の『白昼の死角』、田村泰次郎の『大学の門』、三島由紀夫の『青の時代』などがあります。

『青の時代』では、山崎晃嗣は「川崎誠」という名でえがかれています。小説では出生地をK市としていて、そのK市の住民については、いささか手のこんだ表現を用いつつ、「ひとり川崎家の一族が、血統においても、知能においても、道徳的潔癖さにおいても、これら群衆の中の一鶴だった」としています。

実際の山崎は、医師で木更津市長の山崎直を父親に、母親の夫沙子は東京上野の音楽学校出身という家庭の五人兄弟の末弟として生れていますから、K市はどう読んでも木更津市のことだとして、一部の市住民のなかには『青の時代』に対し、不満や不快が今なお続いているといいます。

彼は、第一高等学校（現 東京大学教養学部）から東京大学法学部に進みますが、戦争中は学徒兵として軍隊に入り、幹部候補生を経て、終戦近くに陸軍主計少尉に任官（どうせ兵隊にとられるのなら、なるべく楽なところにというわけで、法務部委託学生になろうとした。しかし、この年から委託学生を採用しないことになったため、経理のほうに進んだらしい）。北海道旭川の北部第178部隊の糧秣委員となっています。

終戦のころの様子を、山崎は日記に次のように書いています。

「日ごろ勅諭だとか戦陣訓ばかりのセリフで尽忠報国を説いていた軍人将校は、ポツダム宣言受諾と同時に赤裸々な人間にかえった」

山崎は終戦の知らせを受けたとき、上官の命令で、食糧「疎散」（隠匿）の片棒をかつがされました。そのことを密告され、横領罪で逮捕された山崎は、上官をかばいひとり泥をかぶったのです。懲役1年6ヶ月、執行猶予3年の判決を受け、出獄したとき、約束に反して隠匿物資はすでに分配済みで、分け前は少しとしてありませんでした。山崎は「義理」とか「人情」とかいうものに甘くもたれかかっていた自分に愛想をつかしたのはこの時からです。

「人間の性は本来、傲慢、卑劣、邪悪、矛盾であるが故に、私は人間を根本的に信用しない」これが山崎のモットーになりました。ニヒルというか、偽悪的な香りがします。

山崎は「人間の能力の限界」を探求する決心をし、観念的合理主義を脱却して、行動的合理主義を実践すると自らに言い聞かせ、昭和21年（1946）2月、東大に復学してから、まだ誰もやったことがないといわれることに挑戦しました。それは全ての科目で「優」を取ることでした。そのためまるで電車の時刻表のような日記を記していました。一番左の欄に、24時間を5分～30分ごとにきざみ、次の欄に「有益時間1～6等」「無益時間」「中立時間」「睡眠時間」「女色時間」などを表す「○」や「△」などの記号や数字を書き、次の欄には勉強した内容などを書き込んでいます。これらはすべて「人間の能力の限界」を探求する山崎の人生観を行動に移したものでした。

その結果、20科目中、「優」17科目、「良」3科目という最優秀の成績（昭和初期の首相若槻礼次郎以来といわれた）を挙げたわけですが、完全主義者の山崎は「全優」を達成できなかったことにショックを受け、＜教授の嗜好、気まぐれに相当依存する優、良、可の区分に全生活を賭けるのが馬鹿らしくなった＞と日記に記しています。

昭和23年（1948）9月、山崎は自身の頭のよさを客観的に確認するために、東大法学部在

学のまま金貸し業を始めます。なぜ、それが頭の良さを証明することになるのかは、残念ながら頭の悪い私にはわかりません。

東京都中野区に「光クラブ」という会社を設立。日本医大生の三木仙也を専務にし、自分は社長になりました。1万5千円の資金全部を新聞広告に使い、「遊金利殖、月1割3分」「確実と近代性をほこる日本ただひとつの金融会社」と銘打ったのです。集まった資金は商店、中小企業者に、月2割1分から3割の高利で短期貸付けされました。この頃、都内だけでも金融業者は8000社を超えていました。銀行などの正規の金融機関ではなく、いわゆる街金といわれる金融業者だけです。ですから、彼が金融業を確実な商売と考えたのは、なにも突飛な発想だったわけではありません。昭和23年度の所得額のトップは、金融王といわれた森脇将光の9000万円だったことからもこの時代の金融業は花形だったということが容易に想像できます。

山崎の試みは当たりました。月に1割3分(13%)の配当金ですから、100万円で月13万円の配当となり、当時はそれだけでも十分贅沢な暮しができました(因みにこの頃の東大総長の月収は、約4500円だった)。カネは後生大事とタンスの奥にしまっていた戦争未亡人やらヤミ成金からどつと、「光クラブ」に集まってきたのです。

4ヵ月後の昭和24年(1949)1月には銀座に進出。資本金600万円、株主400名、社員30名を擁していました。当時、山崎が26歳、三木は25歳。「光クラブ」という変わった会社名と、学生が中心となって経営にあたっている金融機関ということで、素人ウケし、業界でも特異な存在だったようです。折から株式ブームが興隆したことにも目をつけました。〈買った株が三割上がったら売り、その金を別の株に投資する。下がった場合は2割5分下げで値上がりを待たずに売る〉という原則を決めて百回売り買いを続ければ、資金は500倍になる、というのが山崎の投資理論でした。

当時といつても利殖制限法に定める法定利息は月9分(9%)でした。当然ながら月1割3分で民間からの融資を募っていた「光クラブ」は警察に目をつけられることになったのです。

7月4日、山崎は物価統制令、銀行法違反の容疑で京橋署に逮捕。それでも山崎は持ち前の法律知識を駆使して取調官に論争を挑み、9月には処分保留で釈放されています。金利が物価かどうかは議論が分かれるところですが、現在なら貸金法などの法が整備されているものの、この時代、山崎らの貸出金利の“暴利”を摘発するには、この物価統制令しかなかったのです。それにしても警察も強引な手を打ったものです。

このとき、留置場で週刊誌のインタビューに応じて、「人生は劇場だ。ぼくはそこで脚本を書き、演出し、主役を演ずる」と発言、その居丈高な態度が世間を驚かせました。しかし、もともと自転車操業のところであったため、山崎の逮捕に動搖した390人余りの債権者からの約3000万円の債権取立てに直面し、行き詰まってしまうのです。銀行の取り付けのようなものです。

11月25日の支払い期限が迫っていました。この日まで、約3000万円のうち、とりあえず300万円を返済する約束が債権者委員会との間で取り交わされていたのですから、期限は延期することが可能でした。しかし、敢えてそれをせず、山崎は期限の前夜12時近くに、青酸カリを飲んで自殺してしまいました。

未曾有の急成長はわずか1年で崩壊したのです。

「この立場から私は、11月25日の期限を重視する。所要の300万円の利子は払えぬが、その半額なら払える見込みはあった。しかし私の合理主義からは、契約は完全履行を強制されていると解すべきだ。私はマキャベリズムに逃れるよりは、新たな事情変更の原則の要因を作り出すことにした。」

残された日記の最後には、次のように記されていたといいます。

「私の合理主義からは、契約は完全履行を強制されていると解すべきだ。……契約は人間と人間との間を拘束するもので、死人という物体には適用されぬ。私は事情変更の原則を適用するために死ぬ。私は物体にかえることによって理論的統一を全うする。私は、高利貸しが一片の感情を差し挟まぬホモエコノミー（経済人）の概念の実現があればこそ、今日まで続けていた」

山崎は人生など所詮、演技に過ぎないうそぶき、人生観、社会観、そして女性観を端的な言葉で描いて見せました。彼は自らの＜戦争体験＞に深い虚無と怨嗟を合わせて抱いていたのかも知れません。

三島由紀夫は『青の時代』の中で「彼の心理の奥には自らの生きた時代への抵抗や告発があるのではないか」と言っています。

この時代、戦前、戦中、戦後と、ひとりの人間のなかで価値体系そのものが180度転換してしまったわけですからアイデンティティと人格の喪失は、彼ひとりの問題だったわけではありません。ですが、彼にとっての日本はすでに滅んでいたのでしょう。信じこんでいたものが、すべて嘘だった、虚構だったと言われたとき、滅びた国家の決めた法や規範など彼にはもはやなんの意味を持ちませんでした。彼には自分の中のルール以外に守るべきルールなどどこにもなかったに違いありません。

遺書は「貸借法、全て“清算カリ”自殺」と、死さえも茶化しています。

自分の能力の限界を客観的に表わしてみたいという動機による高利貸と株取引への挑戦。既成の権威、慣習、モラルの否定と反逆。人間不信と拜金主義。「女は男より劣等」という女性観による性的目的だけの女性遍歴。欺瞞と虚構の経営でもメディアへの派手な自己露出により投資家集めに成功。法規の隙間を見抜いて、違法行為を正当化する理論武装。

それが彼の短い生涯でした。

一方、堀江は、バブル経済期の始まる1987年には15歳、バブルの渦中で多感な10代後半を過ごしたことになります。山崎と同様に自分の能力への強烈な自信。そして、“株式時価総額世界一”が目標。「金を持っているやつが偉い」と断言。コツコツ働いて中流で納得していた親父たちの世代はバカをみただけ。お金を一気に集めてリスク覚悟でガンガン回せば億万長者になれる。「稼ぐが勝ち」といい、堂々と「人の心はお金で買える」、「女は金についてくる」と囁きました。違法な虚偽の買収公表や粉飾決算などで株価のつり上げをしても、六本木ヒルズ進出やメディアへの派手な自己露出で、IT時代のヒーローになり、犯罪意識はあるできません。

ご承知のとおり堀江は、2007年3月16日、東京地裁（小坂敏幸裁判長）より懲役2年6ヶ月（求刑・懲役4年）の実刑判決を言い渡されたわけですが、まるで山崎のコピーのようです。

今年、堀江は35歳。もし、山崎が生きていれば85歳になります。祖父と孫の関係でもおかしくはありません。85歳の山崎は、堀江を、そして、現在の日本をどのように見るのでしょうか。

堀江はニートを含む若者層に圧倒的な人気を博しました。どうして、若者たちが天と地ほど生活水準の違う堀江に共感の拍手を送るのか、この不可解なポピュラリティの理由として、メディアは「古い価値観の破壊者」に対する共感という説明をしばしば行いました。でも、これではいさか言葉が足りないのではないかという気がします。

彼が体現していたのは、「最も少ない労働で、最も多くの利益を出すこと」、「最も少ない努力で、最も多い成果を得ること」を最高善とする思想です。彼は金が手に入ると大都会を見下ろす六本木ヒルズに住み、自家用ジェット機で旅行し、プロ野球チームとTV局を買おうとし、宇宙旅行に行きたいとも言っていました。どれもこれも6歳の子どもでも理解できるような欲望です。

今の若者にとっては、“賢いと思われる生き方をしている”という幻想的な自己規定が得られるのならば、年収とか、社会的評価はきっと副次的なものなのでしょう。

マックス・ウェーバーの『プロテスタンティズムと資本主義の精神』(大塚久雄 訳 岩波書店)を持ち出すまでもなく、資本主義の精神は「熟練や努力、創意、決断、勤勉」のはずです。1987年から90年代にかけて、こうした倫理的価値への敬意は確実に薄らいだまま今日に至っています。

日本経済において、20世紀最後の10年を「失われた10年」と言っていますが、ここでの日本人の最大の遺失物は“資本主義の精神”にほかならないのかも知れません。

1998年のノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センは、次のような趣旨のことを語っています。

「人間は私利私欲のみを追求する「合理的な愚か者」ではない。人間の行動を律する規範には、私利私欲の追求にくわえて、コミットメント(使命感)とシンパシー(他人への思いやり)がある。」と。

事務局 菅谷

< 参考図書 >

『青の時代』	三島由紀夫	新潮社
『つまみ食い新会社法』	山田真哉 他 編	青春出版社
『敵対的買収』	渡辺 順	角川新書
『戦後史 上』	井出孙六	岩波書店
『真説 光クラブ事件』	保阪正康	角川書店
『私は偽悪者』	山崎晃嗣	牧野出版
『自殺の思想』	朝倉喬司	太田出版
『パクリの戦後史』	日名子 晓	KKベストセラーズ
『若者犯罪の社会文化史』	間庭幸幸	有斐閣選書
『不平等社会日本——さよなら総中流』	佐藤俊樹	中公新書
『希望格差社会』	山田昌弘	ちくま文庫
『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』	大竹文雄	日本経済新聞社
『この国だけじめ』	藤原正彦	文藝春秋
『合理的な愚か者』	アマルティア・セン 大庭健 訳	勁草書房
『ライブドア事件と光クラブ事件		
『酷似する二人の寵児と時代背景』	柳田邦男	

## 協議会活動

# 平成19年度協議会活動

<b>平成 19年4月</b>	5(木) 16(月) 18(水) 20(金) 23(月)	平成19年度通常総会ご案内(千葉県、千葉市、船橋市) 受験者講習会講師派遣依頼(県環境研究センター) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(塚本ビル 9F) 平成18年度事業監査(森林会館事務局) 平成18年度受託事業精算報告(千葉県、千葉市、船橋市)
<b>5月</b>	8(火) 8(火) 8(火) 9(水) 11(金) 19(土) 21(月) 21(月) 21(月)	統括者・主任管理者研修会(ぱるるプラザ千葉) 平成19年度通常総会(ぱるるプラザ千葉) 平成19年度受託契約締結(千葉県、千葉市、船橋市) 生物多様性県民会議(教育会館新館 5F) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(ハイネスピル 10F) 県環境研究センター公開講座(県立美術館) 第1回総務委員会(森林会館 5F) 第1回理事会(森林会館 5F) 会報第77号編集委員会(森林会館事務局)
<b>6月</b>	1(金) 1(金) 5(火) 5(火) 9(土) 10(日) 15(金) 20(水) 22(金) 23(土) 26(火) 26(火) 29(金)	不正軽油防止対策協議会(県議会会議室) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) <ちばし環境フェスティバル>(千葉市民センター) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) <ふなばし環境フェア>(船橋市役所) <ふなばし環境フェア>(船橋市役所) 海匝・山武部会(ヤマサ醤油) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) 会報第77号リレー訪問(日本板硝子) <いちはらエコフェア>(市原市民会館) 松戸部会(松戸商工会議所) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) 廃棄物関係管理者研修会(千葉市文化センター 5F)
<b>7月</b>	2(月) 4(水) 6(金) 11(水) 18(水) 19(木) 20(金) 21(水) 25(水) 31(火)	環境学習ネットワーク会議(千葉工業大学) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) 第1回協定小委員会(森林会館 5F) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回水質1日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回水質2日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回水質3日目(千葉市文化センター 9F) 船橋部会(京葉食品コンビナート会館 3F) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) エコメッセ出展者打ち合わせ会議(幕張メッセ国際会議場)
<b>8月</b>	1(水) 3(金) 7(火) 7(火) 8(水) 9(木) 17(金) 21(火) 21(火) 22(水) 23(木) 27(月) 28(火) 29(水) 29(水)	水質管理者研修会(千葉市文化センター 5F) 環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F) 環境シンポジウム千葉会議 集会グループ打ち合わせ(グラッヂエ習志野) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回大気1日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回大気2日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第1回大気3日目(千葉市文化センター 9F) 環境シンポジウム千葉会議 見学会打ち合わせ(ライオン㈱) 市原部会(サンプラザ市原 8F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回水質1日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回水質2日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回水質3日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回大気1日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回大気2日目(千葉市文化センター 9F) 公害防止管理者試験受験者講習会第2回大気3日目(千葉市文化センター 9F) エコサロン(千葉市中央コミュニティセンター)

9月	3(月)	環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス 5F)
	4(火)	公害防止管理者試験受験者講習会騒音・振動1日目(千葉市文化センター 9F)
	5(水)	公害防止管理者試験受験者講習会騒音・振動2日目(千葉市文化センター 9F)
	6(木)	公害防止管理者試験受験者講習会ダイオキシン1日目(千葉市文化センター 9F)
	7(金)	公害防止管理者試験受験者講習会ダイオキシン2日目(千葉市文化センター 9F)
	9(日)	エコメッセ(幕張メッセ 国際会議場)
	12(水)	千葉部会(キッコーマン㈱野田工場)
	19(水)	環境シンポジウム千葉会議 見学会打ち合わせ(東京電力㈱千葉支店)
	19(水)	環境シンポジウム千葉会議 集会グループ打ち合わせ(船橋フェイス 5F)
	20(木)	千葉県環境白書説明会(プラザ菜の花)
	26(水)	第2回総務委員会(プラザ菜の花)
	26(水)	第2回理事会(プラザ菜の花)
10月	4(木)	環境シンポジウム千葉会議 見学会(市原を見て学ぶ会)
	12(金)	千葉県温室効果ガス排出量報告制度に関する説明会(千葉県自治会館 9F)
	12(金)	ペルリンG20対話報告会(ポートプラザ千葉)
	16(火)	環境シンポジウム千葉会議 実行委員会(日大生産工学部)
	19(金)	企業環境セミナー(千葉商工会議所)
	26(金)	環境担当者基礎講習会(千葉県自治会館 9F)
	27(土)	NGOシンポジウム 地球温暖化と生物多様性(OVTA)
	30(火)	環境シンポジウム千葉会議 集会グループ打ち合わせ(千葉大E413)
	31(水)	クリーンウェイスト千葉'2008幹事会(県議会棟会議室)
	11月	環境シンポジウム千葉会議 プレ・シンポジウム(日大生産工学部)
11月	4(日)	会報第78号編集委員会(森林会館 5F)
	9(金)	千葉県温室効果ガス排出量報告制度に関する意見集約会(森林会館 5F)
	9(金)	年末調整説明会(千葉市民会館)
	16(金)	環境シンポジウム千葉会議 メイン・シンポジウム(千葉大社会科学系総合研究棟)
	18(日)	千葉県温室効果ガス排出量報告制度に関する意見・要望等回答報告会(森林会館 5F)
	19(月)	大気第一線技術者研修会(きばーる13F)
	21(水)	環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス)
	21(水)	EMS内部監査員養成セミナー1日目(千葉市文化センター 9F)
	27(火)	EMS内部監査員養成セミナー2日目(千葉市文化センター 9F)
	28(水)	君津部会(昭和電工㈱川崎事業所、三溪園)
	30(金)	君津部会(東京電力㈱鹿島火力発電所、住友金属工業㈱鹿島製鉄所)
	30(金)	東葛北部部会(東京電力㈱鹿島火力発電所、住友金属工業㈱鹿島製鉄所)
12月	3(月)	G20記念事業企画実行委員会(塚本ビル 9F)
	4(火)	会報第78号リレー訪問(旭化成ケミカルズ㈱)
	4(火)	市原市化学物質リスクコミュニケーション検討会議(東京電力㈱姉崎火力発電所)
	11(火)	市原部会(水産工学研究所、風力発電所、茨城県霞ヶ浦環境科学センター)
	13(木)	エコプロダクツ2008(東京ビッグサイト)
	14(金)	G20記念事業企画実行委員会(塚本ビル 2F)
	14(金)	環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス)
	15(土)	県環境研究センター公開講座(県立美術館)
	18(火)	G20記念事業企画実行委員会(塚本ビル 5F)
	19(水)	廃棄物関係管理者研修見学会(市原ニューエナジー㈱、君津環境整備センター)
	20(木)	地球環境保全セミナー(千葉市文化センター 3F)
	25(火)	環境シンポジウム千葉会議 運営委員会(船橋フェイス)
平成 20年1月	11(金)	G20記念事業企画実行委員会(塚本ビル 9F)
	15(火)	環境シンポジウム千葉会議 合同会議(日大生産工学部)
	16(水)	市原市化学物質リスクコミュニケーション検討会議(東京電力㈱姉崎火力発電所)
	16(水)	ちばCO2CO2ダイエット苗木植樹イベント(県民プラザ)
	17(木)	公益法人事務担当者講習会(千葉市民会館)
	21(月)	環境シンポジウム千葉会議 合同会議(船橋フェイス)
	23(水)	業務監査(森林会館 2F 事務局)
	26(土)	県環境研究センター公開講座(千葉市生涯学習センター)
	29(火)	クリーンウェイスト千葉'2008(青葉の森芸術文化ホール)
	30(水)	G20記念事業企画実行委員会(塚本ビル 9F)
2月	2(土)	環境シンポジウム千葉会議 いすみ鉄道の旅(JR外房線大原駅から)
	5(火)	環境シンポジウム千葉会議 国際交流フォーラム2008ちば(日大生産工学部)
	6(水)	環境シンポジウム千葉会議 住宅政策を提案する学習会(浦安住宅公園)
	7(木)	環境シンポジウム千葉会議 G20への提案集会(千葉市文化センター)
	8(金)	廃棄物関係管理者研修会(プラザ菜の花)
	9(土)	エコメッセ 環境大臣表彰受賞を祝う会(幕張メッセ国際会議場)
	14(木)	G20記念事業 環境フォーラム(千葉市生涯学習センター)
	15(金)	産廃協、解体工事業協同組合 合同廃棄物施設見学会(三井造船、ジャパンリサイクル)
	18(月)	エコアクション21地域普及セミナー(船橋商工会議所)
	19(火)	千葉部会
	22(金)	君津部会(ホテル千成)
	23(土)	県環境研究センター公開講座(千葉市文化センター)
3月	8(土)	地球温暖化と生物多様性 国内シンポジウム(幕張メッセ国際会議場)
	9(日)	地球温暖化と生物多様性 国際シンポジウム(幕張メッセ国際会議場)
	22(土)	県環境研究センター公開講座(県立美術館)
	3月下旬	第3回総務委員会(森林会館)
	3月下旬	第3回理事会(プラザ菜の花)



Mitsui Chemicals



## そこには、みんなの想いがあります。

人々の暮らしに豊かさや快適さをもたらす「化学の力」。

地球環境と調和した産業として、社会の持続的な発展を支えていくことが  
化学企業としての重要な使命であると私たちは考えます。

かけがえのない地球と生命を守るために――

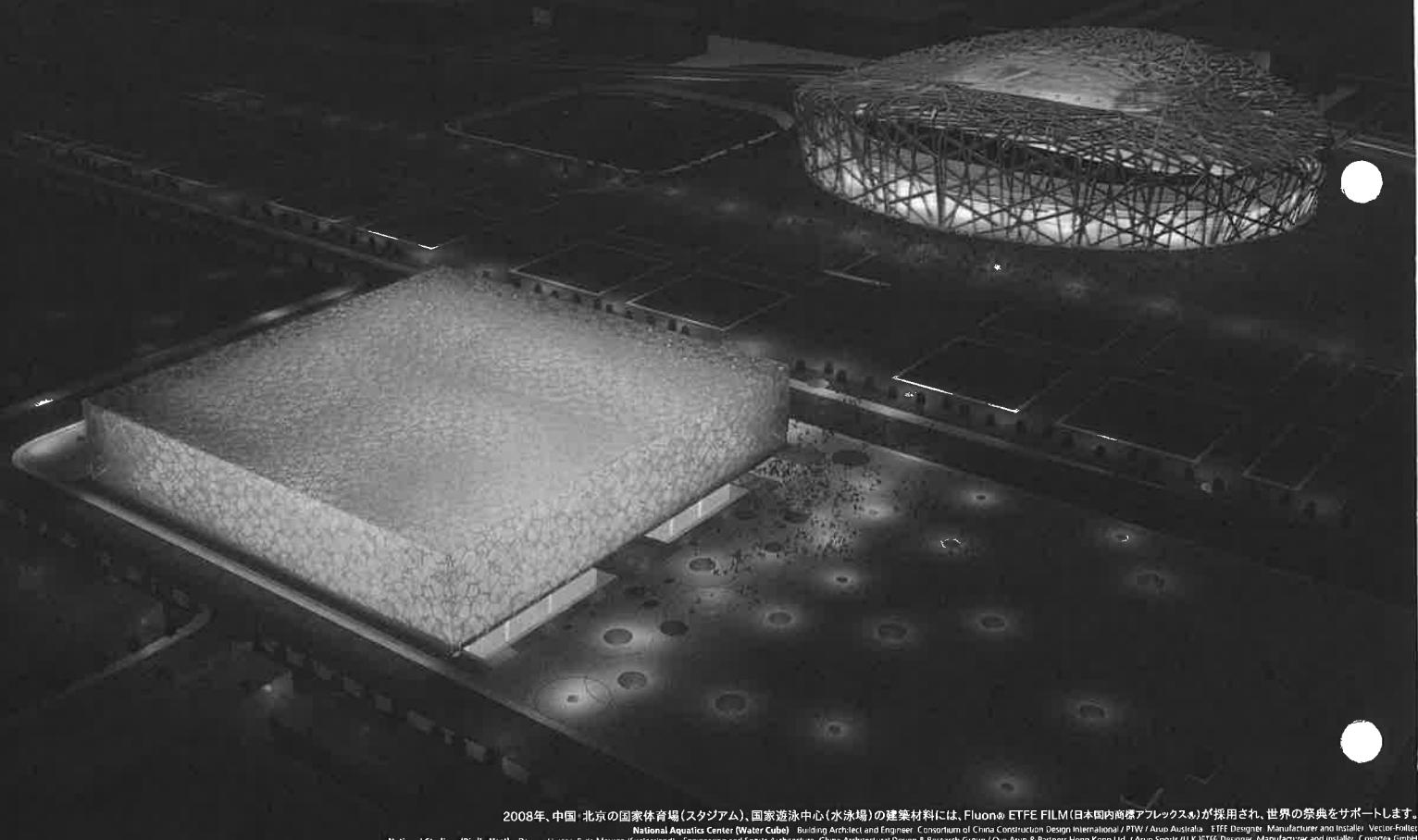
三井化学は「レスポンシブル・ケア」の精神にもとづき、  
環境・安全・品質の確保に取り組んでいます。



レスポンシブル・ケア

## 「化学」「革新」「夢」の三井化学

三井化学株式会社 〒105-7117 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター <http://www.mitsui-chem.co.jp>



2008年、中国・北京の国家体育场(スタジアム)、国家游泳中心(水泳場)の建築材料には、Fluon® ETFE FILM(日本国内商標アフレックス)が採用され、世界の祭典をサポートします。

National Aquatics Center (Water Cube) Building Architect and Engineer: Consortium of China Construction Design International / PIW / Asia Australia / EIFF Designer, Manufacturer and Installer: Vector Foiltec  
National Stadium (Bird's Nest) Design: Herzog & de Meuron (Switzerland) Engineering and Sports Architecture: China Architectural Design & Research Group / Ove Arup & Partners Hong Kong Ltd / Arup Sports (U.K.) EIFF Designer, Manufacturer and Installer: Covertex Folien

## Chemistry for a Blue Planet

化学の力を通じて安全・安心・快適で環境に優しい世の中を創造します。

## 問 題

水の星、ふたたび。



「ここは湖だった。魚がいたんだ」

世界中から、水不足のニュースが聞こえてくる。

私たち旭化成が、雨を降らすことはできない。けれども、限りある水の有効利用はできる。

旭化成の精密ろ過膜「マイクローザ」は、私たち独自の中空糸技術で、低コストかつ高いろ過安定性を実現。

現在、アメリカ、シンガポール、中国など世界500箇所以上の浄水場や排水プラントで稼動している。

もちろんこれだけで、水問題が解決するわけではない。

けれども、役立つ技術があるのなら、そのすべてを使っていい止めてゆきたいと思う。

これはどの国も問題でもなく、すべての人の、いのちと暮らしに関わる問題なのだから。

昨日まで世界になかったもの「マイクローザ」。詳しくは [www.asahi-kasei.co.jp](http://www.asahi-kasei.co.jp)

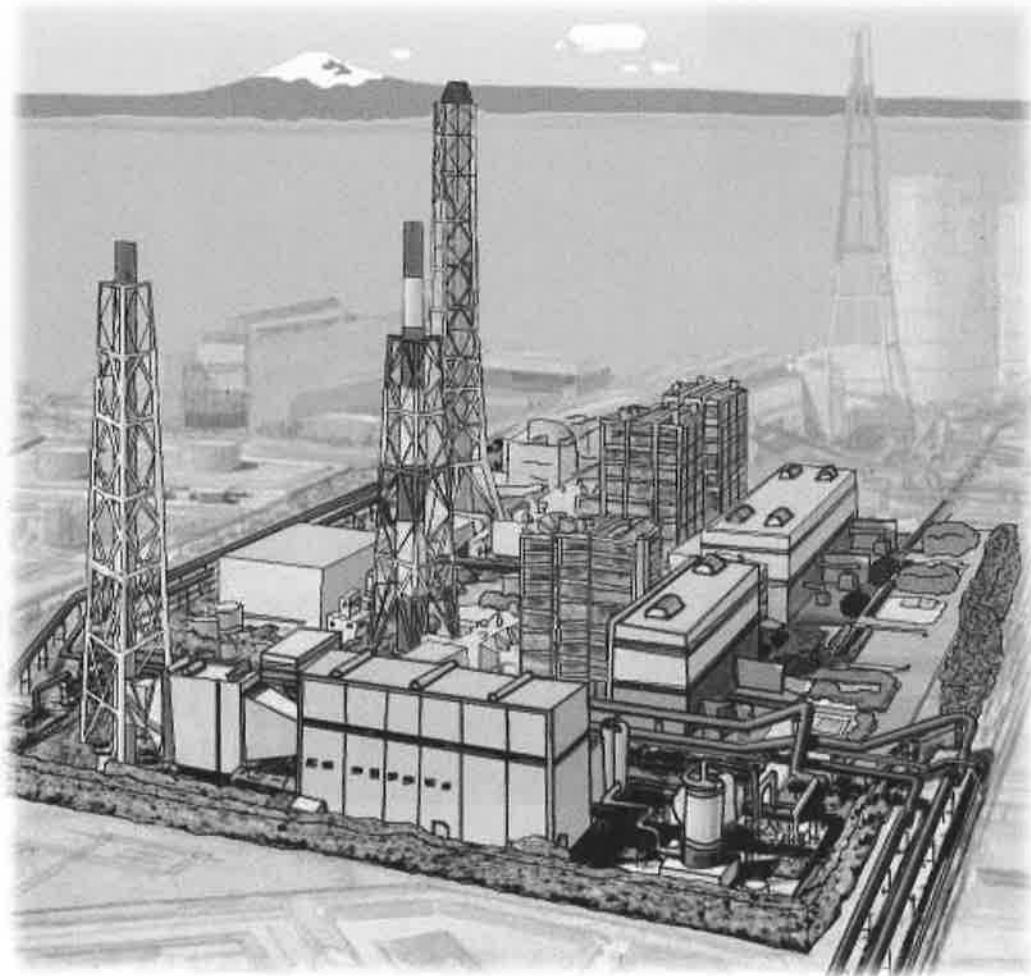
昨日まで世界になかったものを。

AsahiKASEI



# 君津共同火力株式会社

自然環境と電力エネルギーのハーモニー



2006.12.11

地球温暖化防止活動：環境大臣賞受賞  
製鐵所副生ガス専焼高効率複合発電設備  
である5号機を導入し、二酸化炭素  
(CO<sub>2</sub>) 削減効果が評価され受賞。

2005.04.14

日本機械学会賞（技術）受賞  
「低カロリー副生ガス焚き大容量・高  
効率コンバインドサイクル発電設備の  
開発」で君津共同火力㈱と三菱重工業  
㈱が受賞。  
副生ガス焚きのガスタービンでは、世  
界最大出力を発揮し、高効率のコンバ  
インドサイクルプラントを実現し、環  
境と省エネ対策が評価され受賞。

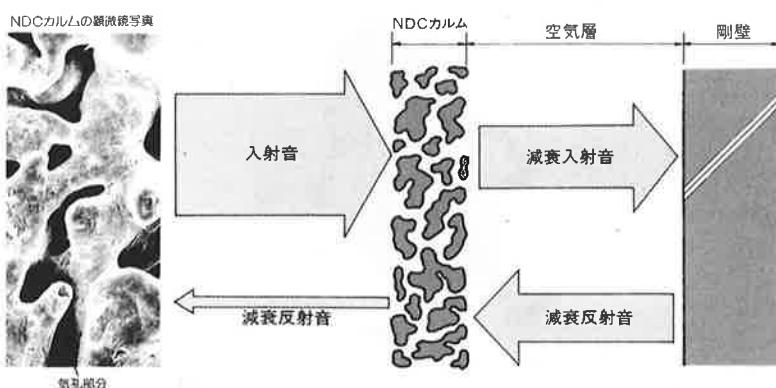
〒299-1141 千葉県君津市君津1番地  
TEL 0439-52-1361 FAX 0439-20-8882  
<http://www.tgn.or.jp/kmk/>

# アルミニウム焼結多孔質吸音材 NDC カルム

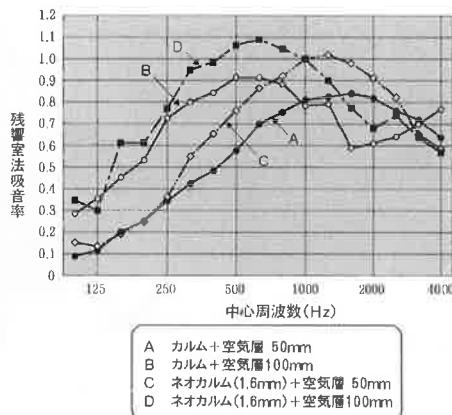
騒音でお困りでしたら、  
ぜひ、ご一報下さい！

NDC カルムはアルミニウム粉末から生まれた、画期的な吸音材です。  
吸音特性に優れていることはもちろん、火に強く(不燃認定材)、環境にやさしく  
(リサイクル可能)、加工しやすい等の多くの特長があります。

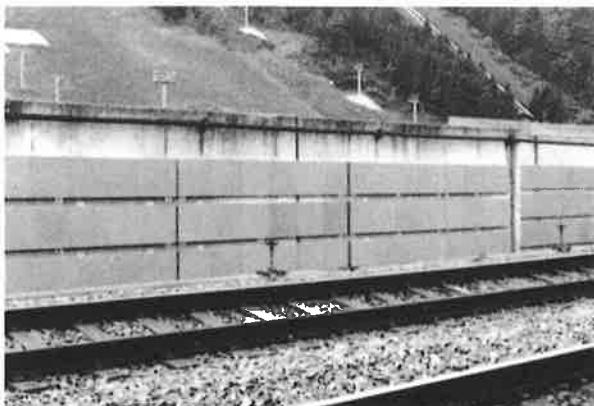
## ●NDCカルムの吸音原理(概念図)



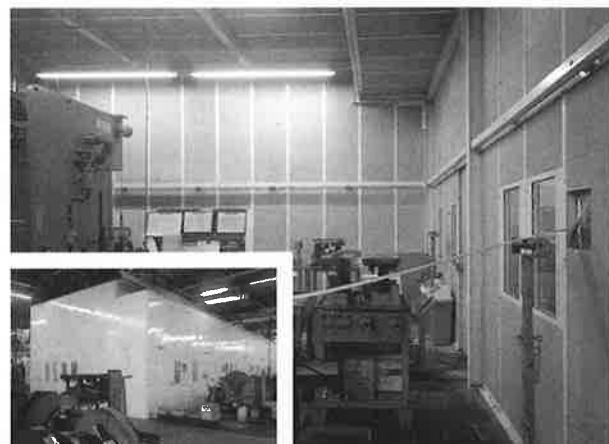
## ●背後空気層と吸音特性の比較



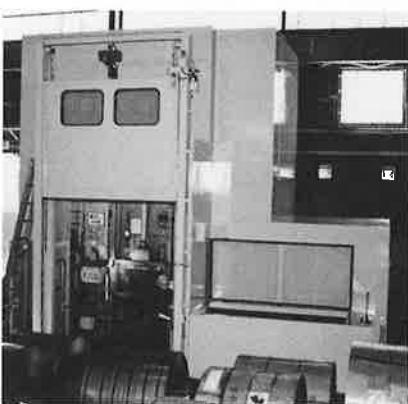
## ●カルムご採用例



上越新幹線防音壁



工場内プレス用防音室天井・壁



プレス機用防音ボックス



乗用車用排気消音器

## ●お問い合わせ先

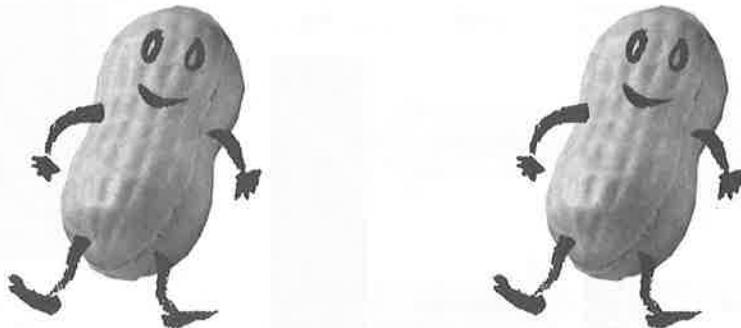
エヌデーシー販売株式会社

〒275-0002 千葉県習志野市実生2-39-1

TEL 047-477-1133、Fax 047-477-1156 E-mail : info@ndc-sales.co.jp

URL: <http://www.ndc-sales.co.jp/>

お菓子を通じて、美味しさを追求し  
やすらぎと豊かなさのある暮らしの  
創造に役立つ事業を目指します。



ぴーなっつ最中

無公害工場をめざして

★水は人類共通の財産、きれいな水にして自然に返します★  
工場排水の処理には活性汚泥法を用いて、きれいな水にして自然に  
返しています。

CO2削減へ～

ボイラー用燃料を重油から都市ガスボイラーに転換し、環境負荷の  
低減（CO2削減）へ取り組んでいます。

おいしい暮らしの演出と豊かな未来を広げます。

 **なごみの米屋**

米屋株式会社 千葉県成田市上町 500

<http://www.nagomi-yoneya.co.jp/>

## 《編集後記》

明けまして おめでとうございます。

皆さんの中には、この会報の「房総の歴史」を毎回、楽しみにしていらっしゃる方が多いのではと思います。編集会議で、経緯をお聞きした所、千葉県環境保全協議会に所属しているわれわれも、千葉県の歴史に関しては、意外に知らない。そこで、地元の千葉県をもっと知ろう。と言うことから、会員の方が話題を提供し、始めたようです。

今後もこの「房総の歴史」の掲載を続ける為に、興味深い話題をお持ちの方、執筆していただける方はいらっしゃいませんか。

さて、昨年、月探査衛生の「かぐや」が打ち上げられ、撮影した月の裏側がテレビ放送されました。

大きなクレーターの中に、小さなクレーターがある無機的な月の表面に対し、月の地平線から昇ってくる、青い地球ブループラネットの美しさ!を皆さんもご覧になったと思います。

その地球が温暖化の危機に瀕しています。地球市民として、少し贅沢を我慢して、一人一人が、温暖化防止に努めて参りませんか。

いつまでも、青く美しい、住み良い星であるように。

旭硝子(株)千葉工場 沢田直行

区分	編集委員
78号	三井化学株・旭硝子株・旭化成ケミカルズ株 君津共同火力株・エヌデーシー株・米屋株

会報 第 78 号	
発行年月	平成20年1月
発行者	社団法人千葉県環境保全協議会 会長 神戸利夫 千葉市中央区長洲1-15-7 森林会館内 電話 043(224)5827
印刷	株式会社 アイポップ 千葉県長生郡睦沢町上市場1831 電話 0475(40)3700

